

# (仮称)生駒市参画と協働の指針(案)について意見募集します

## 1. 指針案策定の経緯

生駒市では、平成22年4月より、参画と協働のまちづくりを基本原則とする「生駒市自治基本条例」が施行され、各種施策・事業を展開してきました。また、第5次総合計画においても、目標の1つに、「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」が掲げられています。

参画と協働のまちづくりとは、市民が市の施策等の計画、実施、評価等までまちづくりに関わり、市民と市がそれぞれの役割と責任において、対等な立場で協力し合い、地域課題の解決に向けて、それぞれの能力を発揮し、取り組んでいくもので、今後より一層、これらのまちづくりの考え方を推進し、取り組みを行っていくために、参画と協働の指針を策定するものです。

## 2. 指針案の概要

指針案は、「生駒市自治基本条例」を補完する役割を担うもので、参画と協働の定義、重要性、効果、参画の手法、協働事業を進める際のルール、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めしていくための今後の取組についての考え方を記しています。

これらに基づいて、市民の皆さんに、まちづくりに対して関心を持ち、主体的に活動していくことが求められるとともに、市においても、市民の主体的な活動を促進できるよう、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、参画と協働に対する認識・経験を深めていく必要があると考えています。

\*\*\*\*\*

### ■案の公表場所

市役所(4階市民活動推進課・3階市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターはばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ

市ホームページ(<http://www.city.ikoma.lg.jp/>)

### ■意見の募集期間

平成25年1月21日(月)～平成25年2月19日(火)

### ■意見を提出できる方

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内に存する学校に在学する者
- ⑤当該案件に利害関係を有する者

### ■意見の提出方法

別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能ですが)に

- ①案件名 ②住所 ③氏名 ④「(仮称)生駒市参画と協働の指針(案)」へのご意見を明記のうえ、  
①窓口へ持参 ②郵送 ③ファックス

のいずれかで、市民活動推進課までご提出ください。

ホームページからもご意見をお寄せいただくことができます。詳しくは当意見募集ページをご覧ください。

※ 電話によるご意見には対応できません。

### ■意見の提出先

【持参】生駒市役所市民活動推進課(4階42番窓口) 平日 8:30～17:15

【郵送】〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所市民活動推進課 宛

【ファックス】0743-74-9100(市民活動推進課 宛)

### ■提出いただいた意見への対応

- ・提出いただいた意見の概要と意見に対する生駒市市民自治推進委員会の考え方を、後日、上記公表場所、市のホームページで公表します。
- ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

# **(仮称) 生駒市参画と協働の指針（案）**

---

**生駒市市民自治推進委員会**



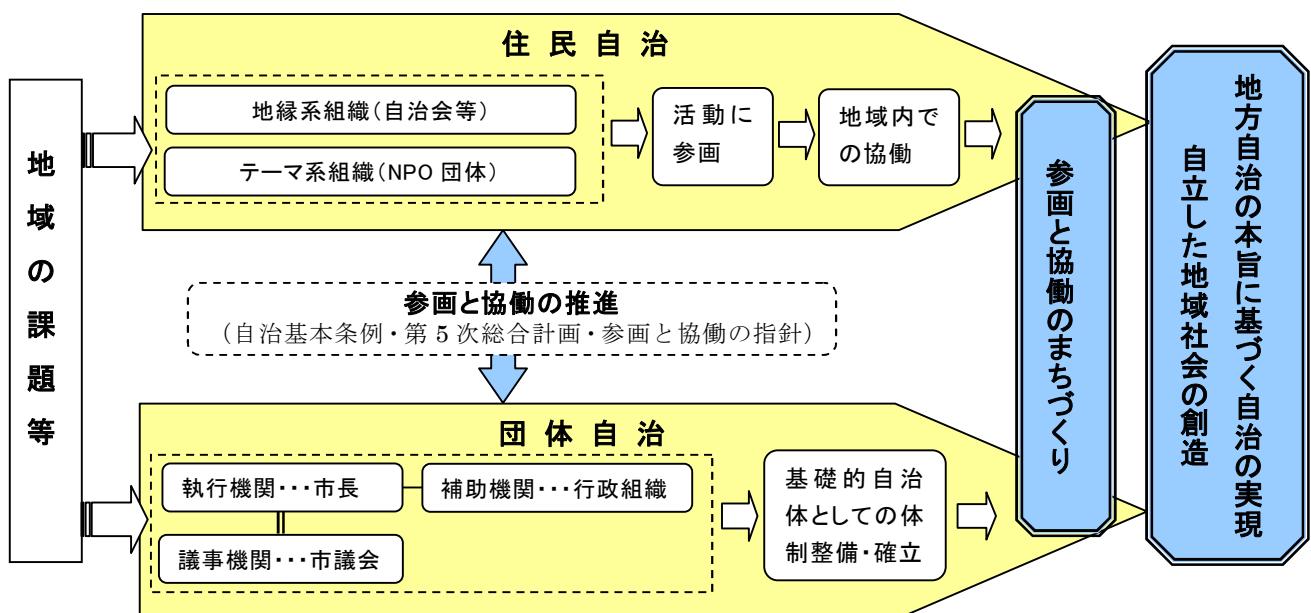
## はじめに

生駒市では、平成21年6月に生駒市自治基本条例を制定し、翌年4月施行しました。この条例は、本市におけるまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、市政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた条例で、参画と協働のまちづくりを推進することにより、地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会を創造することを目的としています。地方自治の本旨とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことと、住民自治=その地方の住民の意思と責任において自治が行われることと、団体自治=国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われることの2つからなるとされています。住民の意志と責任によって行われる住民自治を拡大することと、団体自治を推進することは一体の関係にあり、これらの関係をより良い関係としていくものが自治基本条例やこの**参画と協働の指針**です。

また、平成22年3月には、将来都市像とまちづくりの目標を実現するための政策を体系化した第5次総合計画が策定され、その目標の1つとして、「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」が掲げられています。

参画と協働のまちづくりとは、これまでの市が市政運営を行うというものから、市民が市の施策等の計画、実施、評価等まで関わり、市民と市がそれぞれの役割と責任において、対等な立場で協力し合い、地域課題の解決に向けて、それぞれの能力を發揮し、取り組んでいくものです。

これまでも、様々な分野で参画と協働の取り組みが行われていますが、より一層、市民と市が対等な立場で地域課題を解決していくための理解を深めていく必要性があります。また、地域の実情に合わせたまちづくりの方向性を生み出すための仕組みづくりも求められています。このため、これらのまちづくりの考え方を推進し、取り組みを行っていくために、**参画と協働の指針**を策定するものです。



## 目次

<b>第1章 市民参画と協働について</b>	1
1. 市民参画と協働とは何か	1
2. なぜ、市民参画・協働のまちづくりが重要か	3
3. 理論的な根拠	4
4. 市民参画と協働の効果	5
<b>第2章 市民自治活動について</b>	7
1. 市民自治活動とは	7
2. 非営利活動とは	7
3. 公益活動とは	7
<b>第3章 市民参加・参画について</b>	10
1. 市民参加・参画の意義	10
2. 市民参画のメリット	11
3. 参画の手法	11
<b>第4章 協働事業の進め方について</b>	19
1. 協働を進める際のルール	19
2. 協働の主体の役割	20
3. 協働事業の流れ	24
4. 協働の形態について	27
5. 協働に適した活動領域	32
6. 協働に適した事業	33
7. 協働事業を実施する場合の留意点	34
<b>第5章 協働事業の検証について</b>	35
1. 検証の必要性	35
2. 検証するには	35
3. 検証の活かし方	35
<b>第6章 参画と協働の推進に向けて</b>	36
1. 参画と協働に関する情報の収集及び提供	36
2. 市民活動の支援及び推進	36
3. 市民協働の担い手の連携の推進及び強化	37
4. 市民活動推進センターららポートの運営・機能充実	38
5. 市民参画と協働の推進体制の充実等	38

# 第1章 市民参画と協働について

## 1. 市民参画と協働とは何か

生駒市では平成22年度から自治基本条例が施行されました。この条例は、よりよいまちづくりを進めていくための基本理念や仕組みなどの基本的な原則を定めたものです。その基本原則の一つとして、「参画と協働の原則」が定められています。

### 【参画と協働の原則】

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組みます。

また、同条例第2条では「参画」と「協働」の定義を次のようにしています。

#### 【参画】（自治基本条例第2条第4号）

市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。

（解説）

「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。

#### 【協働】（自治基本条例第2条第5号）

市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。

（解説）

「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています。

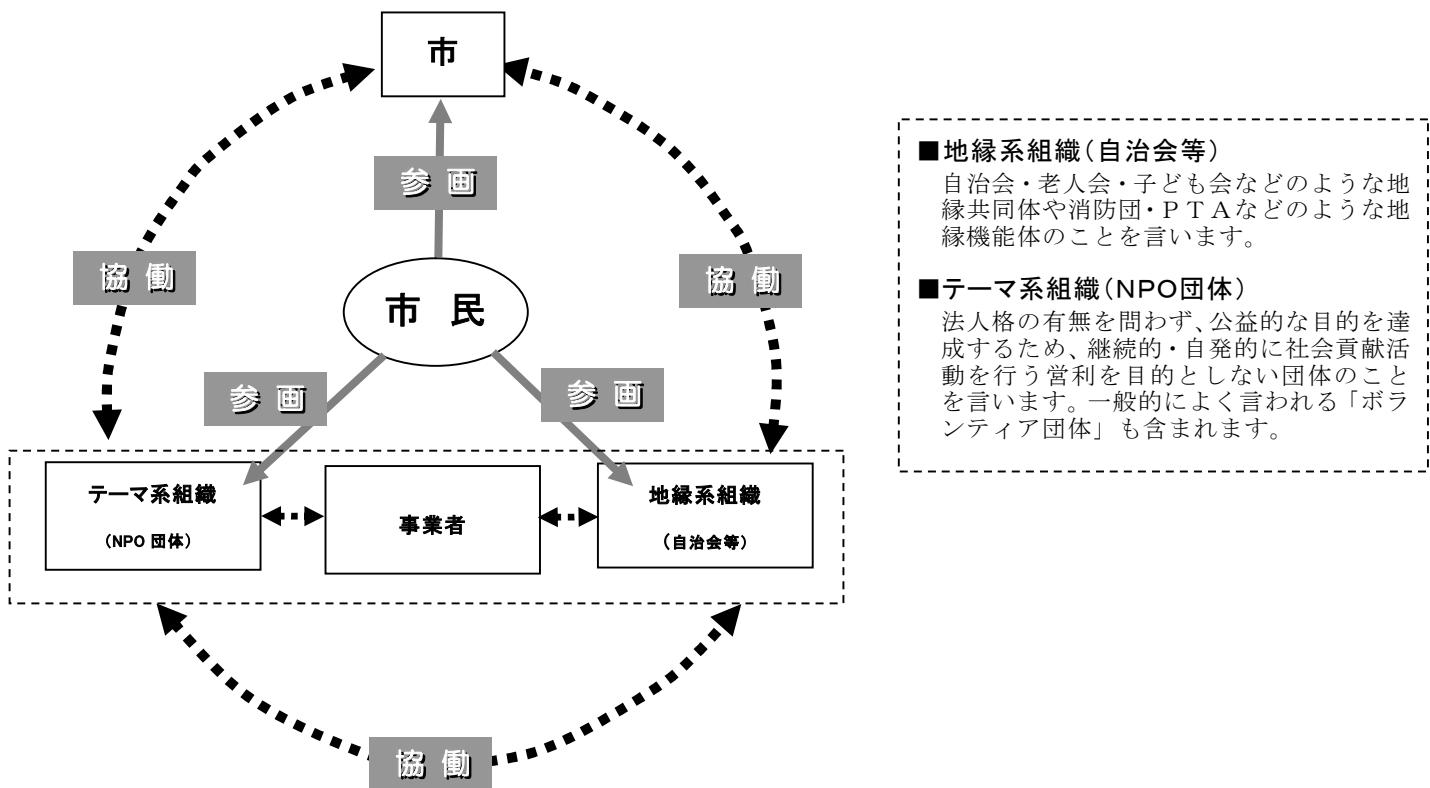
参画は「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」、協働は「市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと」と自治基本条例で定められており、密接な関連があるため、完全に切り離して考えることは難しいものです。

このような考え方に基づき、これまでの市からの一方的な公共サービスの提供から、市

民が施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わり、市民と市が対等の立場で、それぞれの特性を活かしながら、「ともに考え、ともに取り組む市民参画と協働のまちづくり」を進めていきます。

なお、参画については、自治基本条例に定義しているとおりですが、この指針では、市だけでなく、自治会等の活動やN P O団体の活動への参加、事業者が行う社会貢献活動など社会の様々なまちづくり活動へ関わりを持つことをいいます。

### 【参画と協働のイメージ図】



#### 「市民」・「市」とは

生駒市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた自治基本条例において、「市民」は、市内に住所を有する人（外国人及び、法人も含む）、市内に勤務している人、市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。その理由としては、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためにには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があると考えるからです。また、「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関などを言います。

【自治基本条例第2条より】

## 2. なぜ、市民参画・協働のまちづくりが重要か

他自治体などでも参画・協働の取り組みが見られますが、その背景には、下記のように、私たちを取り巻く社会環境や時代の変化などによる、いくつかの要因が挙げられます。

### (1) 地方分権改革・地域主権改革の進展

平成12年度の地方分権一括法、平成19年度の地方分権改革推進法の施行、平成21年以降の地域主権改革などにより、権限や財源の一部が国から地方へ移され、これまでの画一的な行政でなく、地方公共団体が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた市政運営を求められるようになりました。このように地方の果たす役割の重要性が高まってくるなかで、これから市政運営や地域の特性を生かしたまちづくりを行っていくためには、地域を一番よく知っている市民の力が欠かせません。そのためには、市民の意見や提案を尊重し、市民参画による合意形成を図り、協働してまちづくりを進めしていくことが大切となってきています。

### (2) 多様化・複雑化した市民ニーズへの対応

ライフスタイルの多様化などにより市民一人ひとりの価値観も変化しており、市民ニーズも多様化・複雑化し、求められる公共の範囲は、これまでより拡大しています。

これら市民ニーズのすべてを解決するためには、これまでの市の市政運営だけでは限界があるとともに、解決が難しい問題もあります。

これからは市民一人ひとりが地域に対してできることを考え、行動していくとともに、地域のさまざまな課題解決に向けて市民と市が一体となり、より多くの問題を、より効果的に解決していくことが求められています。

### (3) まちづくりへの市民意識の高まり

生駒市では個人をはじめ自治会等、NPO団体、事業者などが様々な活動を行っており、それぞれが地域をよくするという想いを持って活動に取り組んでおり、まちづくりへの市民意識は高まりつつあります。一方で、核家族化の進行やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心は薄れつつある側面もあります。

このような状況において、生活に密接した地域のあり方を見つめ直し、地域への関心を高めるとともに、それぞれの活動がさらに発展し、市民全体のまちづくりの意識をさらに高めていくには、市民が主体的にまちづくり活動に取り組み、参画と協働を通して想いと活動をつなぎ、育んでいくことが求められています。

### (4) 新たな行財政運営への対応

市民の価値観の多様化や社会情勢の変化の中で、ますます増えていく社会的課題に対応していくには、抜本的な行財政改革が求められています。生駒市では平成19年より行政改革大綱を定め、改革を進めていますが、これまでの市が公共サービスを提供する仕組み

から、市民、自治会等、NPO団体、事業者など、それぞれが協力して公共サービスを提供する仕組みにしていくことで、より一層、市民意見を反映した市民満足度の高い施策や事業を展開できるとともに、市民が主役のまちづくりの実現にもつながってきます。

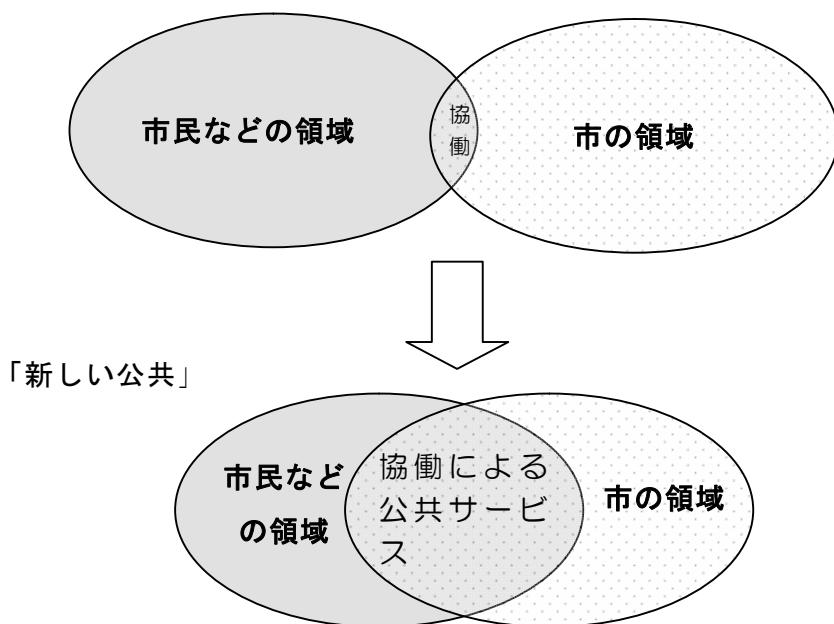
### 3. 理論的な根拠

#### (1) 新しい公共の拡充

多様化・複雑化した市民ニーズにきめ細かく応えるには、公共的なことは市に委ねるという考え方を見直し、市民、自治会等、NPO団体、事業者など地域に関わるすべての主体が、担い手として積極的に地域社会に参画する必要があります。また、それが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められており、このような公共サービスの領域「新しい公共」を広げることが必要です。

##### 【公共サービスの変化のイメージ】

「これまでの公共」



#### (2) 補完性の原則

防犯・防災、福祉、環境等の活動の中で、地域コミュニティの重要性が見直されています。地域の課題を解決し、住みよいまちを築いていくために、公共を誰がどのように担うのが最も効果的かを考えることが重要です。身近なことは、「自助」(自分自身が行う)、次に「共助」(周囲や地域が協力する)、そして「公助」(市が支援し、補完する)という、「自助・共助・公助」を再認識する必要があります。それぞれ、自分たちができるることは責任をもって行ったうえで、できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。

このような「自助・共助・公助」の考え方は、協働における市民と市の役割を理解する上でも重要です。

## 4. 市民参画と協働の効果

市民との参画と協働により、より効果的に地域への波及効果を生み出す可能性があります。さらには、この協働から生まれる相乗効果は、実質的な市民サービスの向上と、結果的に経費の削減、地域課題の解決に結びつき、ひいては市民の満足度の向上・市民と市の相互信頼感の向上も期待されます。

参画と協働に取り組むことにより、時間や労力がかかるなども考えられますが、過渡期であることをお互いが認識し、粘り強く取り組み、克服しなければ参画と協働のまちづくりは定着しないと考えます。

### (1) 市民に対する効果

#### ■ 市民が主役のまちづくり

様々な事業において参画や協働を進めることにより、市民一人ひとりが自分の地域を見直す機会につながり、市民が主役の参画と協働のまちを育むという意識が芽生えています。

#### ■ 市民ニーズの反映

まちづくりに直接関わる機会が増えることで、市民ニーズを反映させやすくなり、ニーズに合ったサービスが受けられるとともに、受けられるサービスの幅が広がります。

#### ■ 新たな生きがいの創出

自ら協働の場に飛び込むことにより、まちづくりに参加している責任感と充実感を持つことができます。また、新たな人的交流の機会が広がるなど、仕事や家庭以外の人間関係も形成でき、これまでとは違った人生の生きがいを見つける機会にもなると考えられます。

### (2) 自治会等に対する効果

#### ■ 活動の充実

地域での公益的な活動を主体的に担っていくことができ、地域を代表する重要な組織として、地域住民の加入促進にもつながり、活動の幅も広がってきます。

#### ■ 自治意識の高まり

主体的に地域課題解決に向けた取り組みを進めることで連帯感が高まり、会員の結束強化と地域課題解決への参加促進が期待でき、自治意識の高まりも期待できます。

### (3) NPO団体に対する効果

#### ■ 活動領域の拡大・ネットワークの拡充

団体活動を通じて得た知識やノウハウを、協働に活用することで、団体としての更なるレベルアップ、活動領域の拡大、ネットワーク拡充の機会につながると考えられます。

#### ■ 団体の組織力の向上

協働の際に、お互いが協力関係を形成していくには、法人格を持たない任意団体においても会計処理などの経理や事業報告などを適切に行うことが求められるなど、団体の組織力の向上も見込まれます。

#### ■ 社会的認知度の向上

市との協働を実施することにより、広報の機会が増え、またその実績により社会的に認知度の向上が期待されます。

※ (2)、(3) は自治会等・NPO団体共に共通する部分もあります。

### (4) 市に対する効果

#### ■ 市民サービスの向上

市民ニーズに合ったサービスが実現でき、当事者である市民が公共サービスの担い手となることで、当事者の立場にたった課題解決を図ることができます。

また、自治会等の地域性、NPO団体の先駆性や柔軟性、事業者の専門性など、それぞれの特性を活かすことで、市民ニーズに沿ったきめ細やかなサービスを提供できることも考えられます。

#### ■ 行政の効率化と行政体質の改善

市民の視点を取り入れ、役割分担をしながら協働による事業を進めていくことで既存事業の見直しができ、行政全般の効率化が図られることにより、新たな事務事業の企画などにつながることが期待でき、行政体質の改善が図られます。

#### ■ 職員の意識の向上

協働を通じて市民・市民活動団体と市の距離が近くなれば、相互理解が深まり、お互いの組織や活動の活性化と市民の立場に立った職員個人の意識の変化が期待できます。

#### ■ 市民の行政理解の向上

協働は、市が説明責任を果たす機会にもなります。また、コミュニケーションを通じて、市に対する市民の理解を深め、信頼性の向上につながることが期待できます。

このように、サービスを受ける人々が満足感を得られるといった効果のほかにも、事業に関わるすべての主体にも相乗効果を及ぼすことができるため、参画と協働は市民が主役のまちづくりを創っていくための有効な手段と言えます。

## 第2章 市民自治活動について

### 1. 市民自治活動とは

市民活動には、地域課題の解決等の社会貢献活動や構成員相互の利益を目的とした共益・互助的活動なども含まれますが、ここでいう市民自治活動とは、自主的・自発的な意思に基づき、地域課題の解決や市民生活の向上を目的として行う非営利で公益な活動を行っていることをいいます。

生駒市自治基本条例第40条では次のように規定しています。

#### 【市民自治の定義】（自治基本条例第40条）

第1項 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

第2項 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

（解説）

第1項 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

第2項 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題について、当該地域にかかるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

### 2. 非営利活動とは

非営利とは利益追求を目的としないで活動することをいいます。ただし、活動で利益を得ることを否定するものではありません。活動で得た利益を構成員に分配せずに、活動の目的に使用することは営利活動にはあたりません。

### 3. 公益活動とは

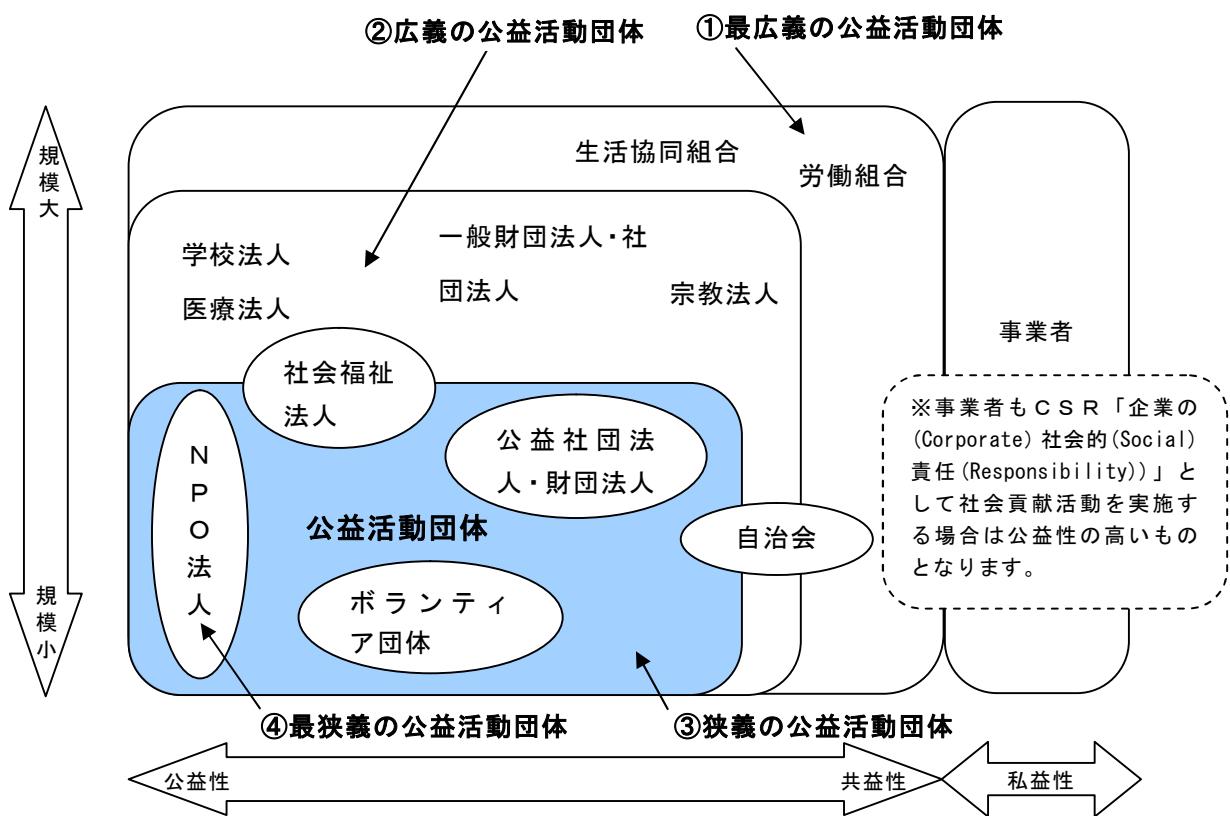
個人や団体構成員の利益のためでなく、不特定多数の第三者の利益のための活動をいいます。ただし、特定少数の利益であっても、社会的弱者の支援など間接的に社会全体の利益になる活動も含みます。

これに対して、個人の利益のためのものは「私益活動」、特定の団体構成員・仲間内の利益は「共益活動」となり、「公益活動」とは区別されます。

自治会は日常生活の中でのさまざまな地域課題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちで住みよいまちづくりに取り組んでおり、その側面では公益活動になりますが、まつり・運動会・親睦会など公益性の低いものについては、共益活動になります。

なお、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする「宗教的活動」や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする「政治的活動」は公益活動に含まれません。

### 【公益活動団体のイメージ図】



- ①共益団体を含んだすべての民間非営利活動団体を指す場合（最広義）
- ②制度化された財団法人や社団法人を含んだ公益的な民間非営利団体を指す場合（広義）
- ③ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する市民の社会参加を行う市民活動団体を指す場合（狭義）
- ④特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）を指す場合（最狭義）

#### 自治会とNPO団体について

##### 【自治会】

一定の地域内に住む人々が自主的に結成する任意の団体で、地域課題の検討や地域の清掃

活動・環境美化、福祉活動、広報・情報提供活動、防犯パトロールなど様々な活動を行っています。市内では125の自治会があります（平成25年1月現在）。また、各自治会長相互の連絡を密にし、関係行政機関等との協働を推進することにより、市民自治意識の高揚を図るとともに、地域住民の福祉の向上及び豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として生駒市自治連合会が結成されています。平成23年度は「地域力の向上に向けて」をテーマとして活動し、「市民自治」と「防災」についての部会を設けるとともに、ごみの減量化に取り組む活動を行っています。

#### 【NPO団体】

本市では46のNPO法人（平成25年1月現在）が活動し、また、市民活動推進センターららポート※を設置し、ボランティア団体などNPO団体の登録制度を設け、63の団体（平成25年1月現在）が登録し、福祉、まちづくりの推進、子どもの健全育成など様々な分野において活動を行っています。

#### ※市民活動推進センターららポート

NPO団体等の活動に関する情報提供・相談、講座の開催等を通じて、生駒市における市民公益活動の促進をめざすために、平成20年にオープンしました。

（連絡先） 〒630-0257

生駒市元町1丁目7番6号

T E L 0743-75-6000

F A X 0743-75-0151

E-MAIL [lalaport@city.ikoma.lg.jp](mailto:lalaport@city.ikoma.lg.jp)

## 第3章 市民参加・参画について

### 1. 市民参加・参画の意義

生駒市自治条例第2条第4号において次のように規定しています。

#### 【参画】（自治基本条例第2条第4号）

**市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。**

（解説）

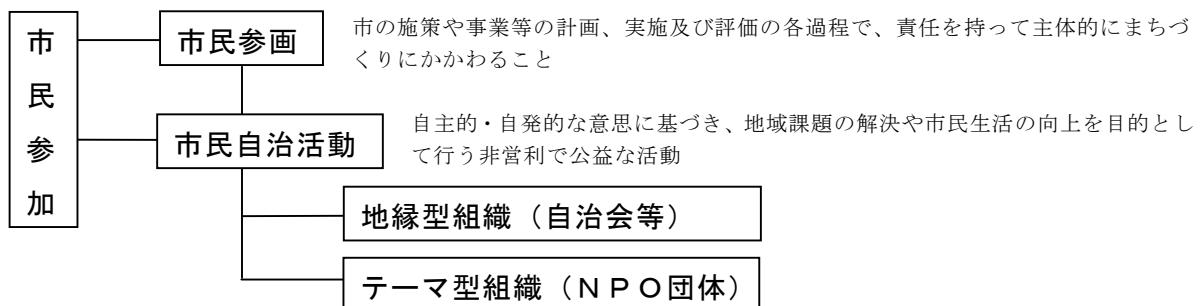
「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。

「参画」は施策・事業の計画から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思形成に関わることと定義され、単なる「参加」とは意思形成に関わるかどうかに違いがあります。

例えば、単なるイベント等に加わることを「参加」とするならば、「参画」は「参加」の段階からさらに進んで、イベントの計画等の決定プロセスから・実施・運営までの活動に関わることと言えます。

市としては、市政への参画を進めることはもちろんですが、市民一人ひとりがまちづくりの主体と自覚し、自らの地域に関心・興味を持ち、課題等があればそれに取り組んでいく「参画」が、協働の一歩目になってくると考えます。

また、市も参画や協働の取り組みを拡大していくために、啓発や参画と協働の機会を望む市民に情報が提供できるように配慮するとともに、市職員も市民の視点、生活者としての視点を持ち、自治会等の市民活動に参加するなど、参画と協働のまちづくりの意識を常に心がけていくことが大切です。



### 【参考】

#### ■自治基本条例 7条（まちづくり参画の権利）

第1項 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

#### ■同条例第9条（まちづくり参画における市民の責務）

第1項 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

第2項 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

#### ■同条例 17条（市の職員の責務）

第3項 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

#### ■同条例 18条（まちづくり参画における市の責務）

第2項 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

## 2. 市民参画のメリット

積極的な参画があれば、市民の皆さんのお意見が反映できることになり、ニーズに沿ったまちづくりが行えるというメリットがあります。また、事業の計画、実施、評価の様々な段階で参画できることにより、まちづくりや市政への関心が高まることも期待できます。そのことにより、市としても、透明性を持った、説明責任のある市政運営をすることができます。

## 3. 参画の手法

市民の意見を少しでも多く活かせるよう、市民参画にはさまざまな手法がありますが、代表的な市への参画の手法には、下記のようなものがあります。また下記以外の手法についても研究していく必要があります。

### 1. 附属機関等（審議会等）の設置

内容	◆附属機関等（審議会等）は、条例等に基づき設置する審議会、委員会、協議会などをいい、政策などについて市民の意見を伺い、決定します。 ◆本市では、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」を定め、参画の機会を図るため、附属機関等の委員として積極的に公募市民を入れていくことや、会議の議事録も公開等について定めています。
効果	◆政策形成の検討の際に、学識経験者等の外部の専門的な知識・経験を導入することができるとともに、公募市民を入れることにより、生活者の立場にたった意見を反映できます。

	<p>◆政策・施策に関する団体の代表や影響を受ける市民を選任した場合は、各々の立場を踏まえた意思決定ができます。</p>
<b>留意点</b>	<p>◆「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」にて、委員の重複選任や在任期間の制限、女性や若年層の選任など、委員選任についての留意事項が定められていますが、指針の適切な運用により、幅広い人材からの委員選任が必要です。</p> <p>◆「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」に基づく「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」、「附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準」の適切な運用により、会議については原則公開（公開の場合は傍聴）、議事録・会議資料の公表、委員公募については定数の20パーセント以上となるように努めるなど、開かれた会議を目指していく必要があります。</p>
<b>例</b>	<p>◆生駒市総合計画審議会      ◆生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会      ◆生駒市行政改革推進委員会      ◆生駒市市民自治推進委員会      他</p>

## 2. パブリックコメント

<b>内容</b>	<p>◆政策形成段階からその計画や内容を素案の段階で公表し、市民の皆様の意見を求め、意見概要と寄せられた意見等を考慮して市の考え方を公表する一連の手続をいいます。</p> <p>◆本市では、「生駒市パブリックコメント手続き条例」を施行（平成20年4月1日）し、市の基本的な政策・方針を定める計画の策定、変更の場合や、附属機関等での検討過程においても、さらに幅広く市民の意見を聴き、検討に生かす場合等において実施しています。</p>
<b>効果</b>	<p>◆政策形成段階から市民に情報を公表することにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上が図られ、市の考え方を公表することにより、説明責任の向上が図られます。</p>
<b>留意点</b>	<p>◆市広報紙や新聞などの活用により積極的にPRし、一人でも多くの市民から意見が提出してもらうようにしていく必要があります。</p> <p>◆「パブリックコメント手続きの手引き」に基づき、制定の背景・目的、制定による市民への影響・効果等を記し、分かりやすい資料の作成に努めていく必要があります。</p>
<b>例</b>	<p>◆生駒市暴力団排除条例（案）      ◆ごみ半減プラン（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）（案）      ◆生駒市地域公共交通総合連携計画（案）      ◆生駒市自治基本条例（案）      ◆生駒市都市計画マスターplan（素案）      他</p>

### 3. タウンミーティング

内容	◆市を取り巻く社会状況や市の施策等を説明するとともに、市民の皆さんのご意見やご提案をお伺いし、市民の皆さんと情報を共有・対話することによって、今後の施策に反映していこうとするものです。
効果	◆市の概要を様々な分野から説明することにより、市民の市政への関心が高まります。 ◆提出された意見・提案について、意見交換をすることにより、情報が共有され、市民の立場にたった意見を取り入れた施策ができるようになります。
留意点	◆特定の人だけでなく、多くの市民に参加してもらえるよう、開催回数・日時・場所に配慮することが必要です。 ◆開催後には、ホームページ等で開催概要や提出された意見・提案の内容、意見交換の議事録の公開を行い、情報提供を行っていきます。
備考	平成18年度より実施

### 4. アンケート

内容	◆各種計画案策定段階で、無作為で抽出された市民に対し質問を行い、その回答結果を分析し、市民の意向を把握するためにされる手法です。
効果	◆回答結果を分析することにより、市民の意向を客観的に把握ができます。 ◆自由記入欄を設けた場合は、市民の多様な意見を把握することができます。
留意点	◆アンケート調査実施には費用、時間などがかかるため、必要性を検討し、調査することの目的を明確にする必要があります。 ◆アンケート送付時には調査の目的・概要を記した案内文を同封するなど、市民に分りやすくするとともに、調査票は回答する市民の立場に立って作成し、調査目的の主旨に沿った質問項目となるよう検討し、適当な量におさめることができます。 ◆調査結果をもとに意思決定の判断材料として活かすためには、報告書を作成することが必要です。作成に当たっては、回答結果をグラフ化するなど視覚に訴え、特徴を把握しやすくするように努めることが必要です。
例	◆市民満足度調査 第5次総合計画の前期基本計画に位置づけられた指標の動向等を把握し、適切に進行管理を行うとともに、各施策を推進していくための基礎資料とするために実施。 他

### 5. モニター制度

内容	◆公募等に選定された人をモニターとして登録し、計画や施策等について郵送・インターネット等により、回答や意見をいただく手法です。
効果	◆市政に関心がある人が登録することから、回答率が高く、建設的な意見を得られることが期待できます。

	◆計画や施策に関する情報を定期的に提供することにより、計画や施策の浸透状況を把握できるとともに、より一層の市政に対する関心の高まりが期待できます。
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆モニター募集に当たっては、できるだけ多くの市民からの登録していただき、その構成が性別、年齢別、地域別等のバランスをとることが必要です。</li> <li>◆モニターから意見をいただくためには、意見を求める計画や施策の情報を分かりやすく提供することが必要です。</li> <li>◆モニターには謝礼は必須ではないですが、積極的な協力を得るために、景品の贈呈など、工夫をしていくことも考えられます。</li> </ul>
<b>例</b>	<p>◆たけまるモニター</p> <p>郵送などの方法で行ってきたアンケートに加えて、パソコンや携帯電話の電子メールを活用して、気軽に、リアルタイムに市民の皆さんからのご意見等をいただくことできる事前登録制のアンケートシステムです。</p> <p>他</p>

## 6. 講座等

<b>内容</b>	◆施策や事業を実施するに当たり、それらに関する情報を提供することにより、知識や技能の向上を目指す機会を設けることをいいます。
<b>効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講座の受講をきっかけに、参加した市民同士の交流が深まることが期待できます。</li> <li>◆知識や技能の向上が図られることにより、市民同士、市民と市が協働して施策・事業を推進するきっかけとなります。</li> </ul>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施後には参加者にアンケートをとり、次回実施時の運営に活かすことが大事です。</li> <li>◆参加者が、その学習成果を活かせるような体制づくりも進めていくことが大事です。</li> </ul>
<b>例</b>	<p>◆どこでも講座</p> <p>市職員を講師として派遣し、市政情報等を提供することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的として開催。</p> <p>◆地域ボランティア講座</p> <p>超高齢社会の実態を知り、自分らしい人生の送り方を考える機会となるよう、また講座で得た知識や体験を一人でも多くの人と分かち合い、介護予防活動や地域福祉活動を開拓していくボランティアの養成を行うために開催。</p> <p>◆市民カレッジ（教養講座）</p> <p>近隣大学の協力を得て、歴史・科学・保健などの分野の講座を開催し、さまざまな分野の学習機会を広げ、学んだ成果を地域で活かしてもらうために開催。</p> <p>他</p>

## 7. シンポジウム

内容	◆あるテーマに基づき報告者や専門家等のパネリストが意見を出し合い、その後司会や参加者からの質問に答えていく場のことをいいます。
効果	◆多くの市民に対し、市の推進する施策・事業の情報提供や制度等の普及啓発を図ることができます。 ◆特定のテーマに基づき、専門家等の講演会を実施した上で、討論会を行うことで、制度への関心を高め、理解を深めることができます。
留意点	◆開催テーマの設定をはじめ、パネリストの人選、開催場所・日時について検討する必要があります。パネリストの人選に当たっては、同じ立場の人に偏らないよう、別の視点から意見を言える人を選ぶ必要があります。 ◆開催会場のロビーに展示コーナー等を設けるなど、参加者の関心を高め、意識啓発につながるような仕掛けをしていくことも大事です。 ◆開催後には、ホームページ等で開催概要や議事録の公開を行い、情報提供を行ってていきます。
例	◆市民と創る参画と協働のまちづくりシンポジウム ◆環境シンポジウム 他

## 8. 住民説明会

内容	◆市が市民に対し、計画や事業決定・事業実施前に概要を説明し、市民の意見を聴いたり、議論することなどで意見交換を行い、理解を求めるために開きます。
効果	◆自分たちの住んでいる地域に直接関わる内容を取り扱うことから、関心の高い人が集まり、意見交換が活発になります。 ◆地域の実情に応じた意見を聞くことができ、それを踏まえた計画や事業が実施できます。
留意点	◆できるだけ多くの市民が参加してもらえるよう、開催に当たっては充分に周知することが必要です。 ◆説明会では、反対意見や様々な注文・苦情がだされ、対応に苦心することがありますが、そういう中にも地域の実情を踏まえているものもあります。そういう意見等を冷静に判断し、貴重なものとして受け止め、対応していくことも大切です。

## 9. 公聴会

内容	◆計画策定や事業実施を決定するに当たって、広く市民の意見を求め、あらかじめ意見陳述の申し出のあった市民が公開の場で意見を述べる形式です。都市計画法など法律上開催を義務付けられたものもあります。
効果	◆広く市民に関連する案件について、幅広く意見を聞く必要がある場合に有効な手法です。計画策定や事業実施時に、意見を聞くことで、それを踏まえた計画や事業が実施できます。

	<p>◆公開の場で意見を述べることにより、広く一般に受け入れられる意見を得られることができます。</p>
例	<p>◆都市計画決定手続き</p>

## 10. ワークショップ

内容	<p>◆地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析し、計画案づくりを行うのに適した手法です。</p>
効果	<p>◆誰もが参加でき、かつ、発言力の強い意見ばかりが通ることがないため、参加者全員の満足度が高く、市民と行政が同じ土俵で話し合うことができ、市民の信頼感が得やすくなります。</p> <p>◆参加者で問題点や課題を共有し、解決していくことにより、参加者間に連帯感が生まれ、計画案の実施の段階でもこれを活かした取り組みが期待できます。</p>
留意点	<p>◆明確な目的がなく漠然とワークショップを開催しても、参加者の意欲が損なわれることになるため、開催の目的を明確にすることが必要です。</p> <p>◆議論等していく中でワークショップの方向性を考えていきますが、市が意図している方向性に導くようなことは避ける必要があります。そうしたことが参加者に伝わると、反発を生む可能性があります。</p> <p>◆参加者の総意=市民の総意とは限らないため、ワークショップの成果を広報誌にまとめて参加者以外にも内容を知つもらう、意見募集をする、などの工夫も必要になります。</p> <p>◆ワークショップでの議論をスムーズに調整しながら進行の役割を担うファシリテーターを配置し、参加者の合意を得ながら目的に沿わせてプロセスを作っていくことが必要となります。</p>
例	<p>◆生駒駅前北口第二地区再開発事業に係る広場等の修景ワークショップ 事業で設置されるデッキ広場と街路等について、市民の意見を反映したものにするため、公募により選任された市民が中心となり、ファシリテーター、プランナー等の専門家の助言を得ながら、広場のデザインや植栽等の配置等について検討を行い、意見を取りまとめた最終案を市長に提言する。(期間:平成21年10月～平成22年3月&lt;月1回程度開催&gt;)</p> <p>◆コミュニティパーク事業 地域の皆さんのが身近な公園を愛着と誇りをもって、将来にわたって利用できるよう、地域の皆さんによる公園づくりを支援することを目的として、地域の皆さんのが主体となり、身近な公園の使い方や育て方などについて、考え方やアイデアを計画案としてまとめ、地域の皆さんと市が協働してより良い公園に再整備しようとするもの。</p> <p>【実施している公園】 光陽台中央公園(光陽台自治会)、壱分第4公園(壱分南自治会)、壱分町児童公園(壱分町東自治会)、ひかりが丘第1児童公園(ひかりが丘自治会)など</p> <p>◆いこま塾ワークショップ</p>

	<p>都市計画マスターplanを定めた後、市民が主体的に取り組む「市民のマスターplan」を明確にするため、それを実現するためのまちづくりやその活動を活性化するためのアイデアなどの検討を行うもの。(第1期:平成23年5月～10月。第2期:平成24年9月～)</p> <p>他</p>
--	---

## 1.1. 市民からの提案制度

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆NPO団体などの市民活動団体や民間事業者などから事業の委託や民営化の提案を募る制度です。いただいた提案は、市民と専門家を含めて審査し、市で実施するよりも市民にとってプラスになると判断すれば、提案に基づきNPO団体などへの事業の委託や民営化を進めます。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を図ることができる。</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛知県小牧市協働提案事業化制度             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民提案型“きらめき” 市民(市民活動団体)から、行政へ協働事業を提案するタイプ</li> <li>2. 行政提案型“はばたき” 行政から市民(市民活動団体)へ協働事業を提案するタイプ</li> <li>3. アイデア提案型“ひらめき” 個人から行政へ協働アイデアを提案するタイプ</li> </ol> </li> </ul> <p>他に神奈川県藤沢市、千葉県我孫子市、大阪府豊中市、兵庫県西宮市等</p>

## 1.2. プラーヌンクスツェレ（市民討議会）

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆無作為抽出で選ばれた市民が、専門家からの情報提供を受けて少人数で討議し、最終的に提言をまとめて公表するもの</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公募型の審議会などが意欲と時間がある市民に参加が限定されるのに対し、年齢・職業・性別などを問わないことから、サイレントマジョリティの意見を反映できます。また、公募では参加しなかった人まで参加の輪が広がることになるので、市民参画の裾野が広がります。</li> <li>◆地域全体の平均的意見に比較的近い意見がえられる。また、特定の考え方を有する集団の組織的な働きかけの影響を受ける懸念が少なく、さらに討議は原則として市民だけで行うことから、市の誘導などの懸念も少なく、中立性の高い意見が期待できます。</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「～みんなでつくるまち “まち・景観”～「いこま塾」 自ら積極的にまちづくり活動を行えるような人材の育成を目的に、幅広い分野から今後の本市のまちづくり、景観施策に関する知識を習得するため、7回にわたる連続講座を開催するもの。参加者は無作為抽出した18歳以上の3,000名に案内状をおり、108名の応募。</li> </ul>

◆東京都三鷹市

みたかまちづくりディスカッション（三鷹市・三鷹青年会議所共催）

◆東京都新宿区

新宿区自治基本条例区民討議会

### 13. その他

◆ききみみポスト

市政に対する提案・意見などを寄せいただくため、公共施設に設置（38箇所）し、毎月1日と15日に回収しています。回答希望の方には市から回答し、寄せられた提案・意見のうち、広く周知すべき内容については、個人情報を除いて定期的に広報紙で公表しています。

◆ティーミーティング

タウンミーティングの派生形となるもので、テーマを選び、そのテーマについてすでに自発的に取り組んでいただいている団体と、市長が意見交換をするもの。

◆市長・各課への問い合わせメール

市政に対する提案・意見を市ホームページからメールにて送付することができます。

## 第4章 協働事業の進め方について

### 1. 協働を進める際のルール

協働のまちづくりを進めていくには、まちづくりを支える市民、自治会等、NPO団体や市の合意形成が必要不可欠です。片方の一方的な事情や都合で進めるものではありません。そのためには、地域の課題をともに解決するパートナーとして、ルール・基本原則を理解したうえで良好な関係を築きながら進めていくことが大切です。

協働については、生駒市自治基本条例第2条第5号にて次のように規定しています。

#### 【協働】（自治基本条例第2条第5号）

市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。

（解説）「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である（1）**自主自立・対等**、（2）**相互理解・目的共有**、（3）**公平・公正・公開**という考え方を基本としています。

#### （1）自主自立・対等性の確保

協働を行う当事者が、課題解決に向け、相互依存にならないよう、自主自立に基づきながら相互に補完しあい、それぞれの立場や特性が生かせるように対等の関係を築くことが必要です。

#### （2）相互理解・目的共有

協働を行う際には、それぞれが立場や特性が違う主体であるということを認識し、相互に理解をしていくことが重要です。その上で、事業の目的・目標について互いに合意を図っていくことが必要です。

#### （3）公平・公正・公開

事業を円滑に実施するために、お互いが情報を共有し、公正に努めます。また、情報を公開し、理解が得られるよう透明性を確保するとともに、事業に加わる機会やサービスの受け手に対し公平性を確保することが必要です。

協働を行う際には、協働するパートナーの特性を尊重することが必要です。また、協働のパートナーの持っているノウハウを事業に生かすことで、新たな効果が見込めるこことや、効率化を図ることで結果として経費削減につながることも期待されますが、協働＝経費削減でないことを忘れてはなりません。

## 2. 協働の主体の役割

協働を進めていくために、それぞれ協働の主体に期待される役割があります。主なものは下記のとおりです。それぞれの主体が役割を認識し、協働を進めていくことが大切です。

### (1) 市民の役割

#### ■ 情報の収集

広報紙、市ホームページなどで、まちの情報を収集し、関心を持つことが大切です。

#### ■ 地域活動への参加

地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らができる考え、自分の住む地域の活動に参加することが大切です。

#### ■ 市民活動への参加

自分が持つ知識や能力を、市民活動への参加を通じ社会貢献に努めることが大切です。

#### ■ 公共ニーズと個人ニーズの区別

自らの生活環境の向上のために色々な思いを持っていると考えられますが、その思いが公共的なニーズなのか個人的なニーズなのかを判断する必要があります。個人的なことは個人で解決するように努めることが大切です。

### (2) 自治会等の役割

#### ■ 組織づくり

高齢化が進み、活動にも支障をきたしているケースもあることから、後継者育成を含め、組織作りが大切になってきています。

#### ■ 地域住民同士の親睦

少子高齢化や価値観の多様化などで、地域での行事が減少しつつあります。住民ができるだけ参加できるような催しを行い、親睦を図ることが大切です。

#### ■ 地域の課題解決

地域のことは自分たちでやるという「自助」・「共助」の考え方が、時代の流れとともに弱ってきました。現在も地域課題解決のための取り組みをしていますが、より一層自ら考え、行動し、解決していくことが大切です。

### (3) NPO団体の役割

#### ■ 特性・強みを生かした活動

NPO団体は専門性、柔軟性などの特性を持った団体であるので、地域課題に対して臨機応変に対応することが可能です。そのため、迅速な判断力と行動力を発揮したスピーディな活動が期待されます。

#### ■ 情報公開

NPO団体は、団体の情報及び活動内容について、公開することが求められています。

す。

### ■ 自己実現や社会貢献の場の提供

新たに市民活動を行いたいという人のニーズに答えるため、自己実現を図る機会を提供する主体として、また、社会貢献を行いたいとする意欲を成果に結びつける場を提供する主体としての役割が大切です。

### ■ 活動の強化拡大

自らの団体や活動の情報発信をするとともに、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化していくことが大切です。

### ■ 公共サービスの提供

多様化する市民ニーズに応えて、幅広い公共サービスを提供することが大切です。

#### 自治会等とNPO団体との関係

協働を推進していくためには、協働の主体同士の連携・協力が必要です。特に、地域の課題を解決していくためには、自治会等の地縁組織とNPO団体との連携が重要です。

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上など地域課題に取り組む組織として、地域におけるさまざまな課題の解決に取り組んでいます。

一方、NPO団体は、特定の専門テーマを持ち、地域を越えたさまざまな課題を解決していくために、自主的、主体的に公益的な活動を行っています。その特性を生かし、個別的で多様なサービスの提供や新たな課題に対して創造的で先駆的な取り組みが期待されます。

今後、よりよいまちづくりを行っていくためには、地域に根ざした自治会等や高い専門性や使命感からさまざまな提案が行えるNPO団体、そして市が、それぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。そのことで地域課題の解決の可能性を広げるなど地域コミュニティの活性化につながることも期待されます。

そのためには、互いに理解し合い、それぞれの特性が最大限に發揮できるような場やネットワーク（例：市民自治協議会）を築くことが重要となります。

#### 【参考】

##### 生駒市自治基本条例第43条第1項

市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

（解説）

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

## (4) 事業者の役割

### ■ 事業者の社会的責任（C S R）「Corporate Social Responsibility」

事業者の行動や果たすべき機能として、利潤の極大化、顧客の満足等に限らず、社会的存在としての企業の役割が求められます。

### ■ 社会貢献活動のための環境づくり

積極的に地域の活動に参加していくことが大切です。ボランティア休暇の整備など、社員が社会貢献活動しやすい環境を整備することが大切です。

### ■ 市民活動への支援

自治会等やN P O団体へ積極的に支援活動（資金・人的・場所・技術・ノウハウ提供など）をすることが大切です。

## (5) 市議会の役割

### ■ 情報の公開

議案審査や行政事務に係る調査などの議会活動に関する情報を、会議の公開、市民懇談会での報告、市議会だよりやホームページによる広報などを通して、市民に積極的に提供していくことが大切です。

### ■ 議会における市民参画の推進

公聴会や市民懇談会の開催などを通して、市民の意見や要望を聴取し、あるいは市民と議会との意見交換を行い、市政や議会活動に市民の意見を反映していくことが大切です。

### ■ 政策立案・政策提言

行政事務に係る調査や議員の政務調査などを通じて、生駒市の市民参画・市民協働の現状を検証するとともに、そのあり方についての改善策や新たな政策を立案し、行政に対して提言することが大切です。

## (6) 市の役割

### ■ 情報の公開・共有

市民活動やまちの動きを的確につかみ、市の事業計画や進捗状況などとともに積極的に情報を公開し、情報を共有することが大切です。

### ■ 職員の協働意識の醸成

協働を推進するために、職員一人ひとりが公共サービスの担い手は行政だけでなく、それらは市民との協働の上に成り立つという協働意識の醸成に努める必要があります。

### ■ 協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を通じて協働事業のP Rや啓発を行うことが大切です。

### ■ ニーズの把握

積極的に市民や市民活動団体の声を聞き、地域の実情や、市民のニーズ、市民活動の状況などを把握することが大切です。

#### ■ 公共資源の活用

市が所有または管理する土地・建物・施設・備品などを地域の発展のために活用する可能性を検討することが大切です。

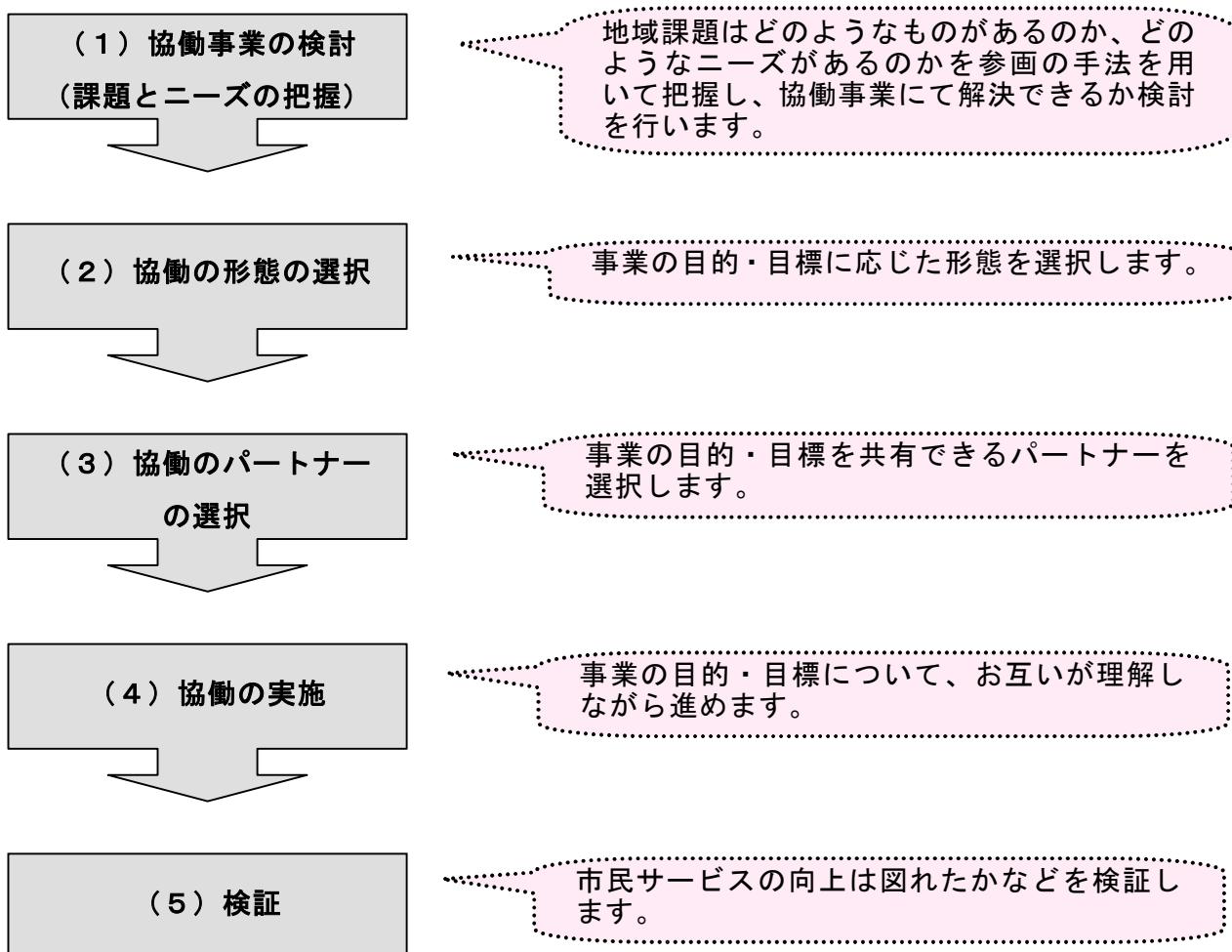
#### ■ 効果的な予算の配分と執行

市主体の事業において適切な予算配分と執行を図ることはもちろんのこと、協働事業の取り組みにおいても、各主体の負担や社会貢献度などに応じて、また長期的視点での育成なども考慮して、適切に資源が配分するように努めることが大切です。

### 3. 協働事業の流れ

協働事業を検討する際には、まず地域課題の把握や事業に対するニーズを把握することからはじまります。その上で、協働事業を行う必要性を検討し、協働の形態、協働のパートナーの選択をしていきます。ただし、無理に協働事業を進めるのではなく、協働によって事業を行った方が更なる効果が期待できるときに、協働事業の検討を進めていきます。また、各部署で業務の専門性や法的制約があり、協働事業を行うことが難しい場合は、日常の業務でできることから協働の可能性があるか確認し、市民との協働意識を高めていくように心がけることが重要です。

#### 【協働事業を実施するときの流れ】



#### (1) 協働事業の検討(課題とニーズの把握)

協働事業を検討するときは、まず現状を把握し地域課題を明らかにすることや、事業に対する市民のニーズを把握することが大切であり、それを踏まえて、協働事業を行う必要性を検討し、企画を検討します。その際には参画の手法を用いながら、事業目的・目標を明確にし、事業を実施することにより市民サービスの向上、事業の効率化などが図られる

かといった視点も必要となってきます。

### ■ 課題とニーズの把握の方法

- ・他市の状況・事例の調査
  - ・アンケート実施による市民意向調査
  - ・新聞や各種資料での世論調査結果等の把握
  - ・当事者の意見聴取
- など

### ■ 協働事業を行う必要性の検討

- ・事業内容に公益性があるかどうか
  - ・市民活動団体又は市が単独で実施するよりも効果的で質の高いサービスを提供できるか
  - ・市民活動団体を市の下請けと位置づけていないか。安上がりを期待していないか
  - ・協働に必要なもの（人材、予算、情報）は協力して準備し合えるか
- など

### ■ 事業目的・目標の明確化

- ・課題の整理 取り組むべきテーマ（なぜこの事業が必要なのか）
  - ・事業目的 実現しようすること（どういう状態にしたいのか）
  - ・成果目標の設定 いつまでに、どの程度まで実現するか
- など

## （2）協働の形態の選択

協働事業の実施には、様々な段階があり、市民と市との協働は様々な形態が考えられ、事業目的・目標を実現するために効果的な形態を選択する必要があります。→34ページから記載している留意点に注意しながら検討していく必要があります。

どの形態をとるにしても、事業を進めるには協働相手とのコミュニケーションや事業企画への参画といった双方向での取り組みが重要なことから、そういう機会を設けることが必要です。

また、事業実施前や協働のパートナーが決定してからでも、パートナーの特徴や能力を事業に反映できるよう、事業内容の協議について柔軟に対応していくことも必要です。

## （3）協働のパートナーの選択

協働事業を実施するための、パートナーを探します。事業を確実に進め、目的を達成していくため、事業目的・目標を共有できるパートナーを選ぶことが重要です。

自治会等やNPO団体は、地域課題や社会課題の解決のために活動しており、市の事業を支援したり、市と協働するために活動しているわけではありません。市が課題解決のための手段として、自治会等やNPO団体と協働で事業を行うのと同様に、自治会等やN P

○団体にとっても協働は団体の活動目的を達成するための一つの手法であるといえます。そのため、効果的な協働を進め、事業の実効性を確保するために、何のために協働するかを明確にした上で、事業を確実に実施でき、事業目的を共有できるパートナーを選択することが必要です。

### ■ 選択のポイント

事業目的や事業形態の相手方によって異なりますが、選択の際には下記のようなポイントがあります。

項目	内容
活動実績・活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業目的に合致する活動内容か</li><li>・協働事業に関連した事業実施経験があるか</li></ul>
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続的・安定的に事業を実施しているか</li><li>・責任能力があるか</li></ul>
財政状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・経理は適切にされているか</li><li>・収支の健全性、透明性はあるか</li></ul>
運営の透明性・安定性	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体運営に際し積極的な情報公開を行っているか</li><li>・事業報告書等の所轄庁への提出を行っているか (NPO法人の場合)</li></ul>
事務局の体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業を十分に実施できる事務局体制か</li><li>・外部との協力体制やネットワークがあるか</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等に違反していないか</li><li>・宗教活動や政治活動を行っていないか</li><li>・暴力団との関係はないか</li><li>など</li></ul>

パートナー選定にあたって、市側で把握している市民活動団体のみを協働相手の候補として考えてしまうと、協働のパートナーが特定の団体に固定化し、その団体の既得権益化につながりかねません。また、新たな団体の参入機会を阻害することになります。

このことから、協働事業に関する市民活動団体の情報については、幅広く情報収集に努めることが大切です。協働事業の内容によっては、公募でパートナーを募集することについての検討も必要です。また、NPO法人格の有無など組織形態のみで判断するのではなく、活動内容や活動実績なども十分把握した上で、総合的に検討して選択することが大切です。

#### (4) 協働事業の実施

事業を実施していく際には、事業の目的・目標や役割分担について十分話し合い、お互いが理解し・納得しながら進めます。事業の進捗状況は情報共有・報告しながらお互いに確認しあうことが重要です。また、事業の実施状況についても情報を公開しながら市民の理解を得ることも必要となってきます。

##### ■ 実施段階でのポイント

- ・率直な意見交換のもと、お互いが対等な立場で事業をすすめること。
  - ・相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組むこと。
  - ・事業進捗状況に応じて、目的・目標・ニーズなどを振り返り、修正しながら取り組むこと
  - ・事業終了後の見通しについて、話し合いながら取り組むこと。
- など

#### (5) 検証→35ページ 第5章協働事業の検証についてへ

### 4. 協働の形態について

協働を進めるには、さまざまな手法から、最も効果的だと考えられるものを選択することが重要です。代表的な市との協働の形態には、下記のようなものがあり、下記以外の手法も研究していく必要がありますが、いずれの場合にも、市民等の主体的な関わりが必要となってきます。

#### 1. 事業の企画・実施過程における協働

内容	◆専門性や先駆性、地域性などに特化した市民活動団体や関係機関等と、事業企画・実施過程を協働で行うことにより、多様な市民ニーズに即した事業を期待して行われる形態
効果	◆市民活動団体の専門性や先駆性を市の施策や事業に活かすることができます。
留意点	◆さまざまな意見を事業企画に取り込んでいく難しさはありますが、意見を事業に反映させるという姿勢が必要です。
例	◆生駒市産学官商工観光事業連携協力 帝塚山大学、観光協会、商工会議所、市が連携して協議、調査等を行い、観光マップ作成や観光資源の発掘を行うもの。

#### 2. 委託契約に基づく協働

内容	◆本来市が行うべき事業や事務などの一部や全体を市民団体等に委託することで事業をより効果的、効率的に進める形態
効果	◆相手の専門性を活かすことで、市ではできないきめ細かいサービスが可能となります。

<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相手方を単なる下請けにせず対等の立場で、提案を求めながら事前に事業内容を協議し、その内容を業務仕様書に反映させていくことが必要です。</li> <li>◆委託先の選定は、コスト面だけでなく、サービスの質や委託先の業務実績、提案内容を判断することが必要です。委託事業の内容によっては、専門性を活かすためにプロポーザル(企画・提案)方式を採用などの検討も必要です。</li> <li>◆事業に関する責任は、原則委託する市側が負うので、確実に実施されるよう、経過や結果の的確な把握に努めることが必要です。</li> </ul>
<b>例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コンビニ交付サービス（住基カードサービス） 住民基本台帳カード（住基カード）を使ってコンビニエンスストア（セブン-イレブン）で、住民票の写し・印鑑登録証明書等が取得できるサービス</li> <li>◆陶磁器食器及びガラス製食器リユース・リサイクル事業 家庭で不要になった陶磁器製食器及びガラス製食器を公共施設等で回収し、リユース可能なものはリユース市やフリーマーケットで希望者に無料譲渡し、リユース困難な陶磁器製食器は再資源化施設で陶磁器の原材料として、ガラス製食器は再資源化施設で建築資材等にリサイクルをする。</li> <li>◆つどいのひろば 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うことにより、地域の子育て機能の充実を図り、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。</li> </ul> <p>他</p>

### 3. 指定管理者制度

<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業・NPO 団体等を含む団体（民間事業者）に委ねることを可能とする制度であり、地方自治法の改正により、平成15年度から導入が認められた形態</li> </ul>
<b>効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多様化する市民ニーズに、より効果的効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることができます。</li> </ul>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「指定管理者制度に関する指針」や平成22年12月の総務省通知「指定管理者制度の運用について」に基づき、適切に業務を進めていくことが必要です。</li> </ul>
<b>例</b>	<p>【施設名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆やすらぎの杜優楽</li> <li>◆生駒市福祉センター</li> <li>◆生駒山麓公園ふれあいセンター</li> <li>◆生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場</li> <li>◆生駒市体育施設（一部除く）</li> </ul> <p>他</p>

#### 4. 補助金交付等による協働

<b>内容</b>	◆市民活動団体が主体的に取り組む事業に対して、申請に基づいて市が資金提供を行う形態
<b>効果</b>	◆補助を受ける団体が活動の幅を広げることが期待でき、さまざまな取り組みができることが期待できます。
<b>留意点</b>	◆「補助金交付規則」、「補助金制度に関する指針」に基づき、補助金の交付の目的と交付の基準を明確にし、団体が適切に事業を実施したかどうかを評価することや、制限や期限を設けることにより団体の自立を促すことが必要です。
<b>例</b>	<p>◆<b>市民活動団体支援制度</b> 市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択結果を考慮して、市民活動支援金を交付する制度を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに、市民活動の更なる促進を図り、協働によるまちづくりを推進することを目的としている。</p> <p>◆<b>自治振興補助金</b> 市の円滑な推進に資するため、市の各種行政事務事業及び自治意識に基づく生活環境の整備等、住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、補助金を交付するもの</p> <p>◆<b>自主防災会資機材整備等補助金</b> 新たに設立された自主防災会が、災害時に使用する資機材をその年度内に購入する場合、自治会の規模に応じて補助金が交付されるもの</p> <p>他</p>

#### 5. 共催、実行委員会による協働

<b>内容</b>	<b>共 催:</b> 共通の目的を達成するために、市民活動団体と市が共に主催者となって事業・施策等に取り組む形態 <b>実行委員会:</b> 市民、市民活動団体と市などさまざまな主体が集まり、実行委員会を構成して主催者となって事業・施策等に取り組む形態
<b>効果</b>	<p>◆事業・施策等の企画段階から各主体が主体的に取り組むことにより、相互理解が深まり、信頼関係が築くことができます。</p> <p>◆各主体のネットワークを活かすことにより、幅広い市民参加を呼びかけることができます。</p> <p>◆各主体の情報・ノウハウを活用することにより、新たな発想による事業・イベント実施ができやすくなります。</p>
<b>留意点</b>	<p>◆各主体に主催者としての責任が求められることの認識が必要です。</p> <p>◆事業・施策等の目的を明確にするとともに、それを達成するために各主体の特性に応じた役割分担を明確にすることも必要です。</p>
<b>例</b>	<p>◆いこまどんどこまつり実行委員会</p> <p>◆ECO-net 生駒（生駒市環境基本計画推進会議）</p>

- ◆いこま国際音楽祭実行委員会
- ◆成人式運営委員会
- ◆花・緑まちづくりフェスタ in ふろーらむ（花のまちづくりセンター）
- 他

## 6. 事業協力による協働

<b>内容</b>	◆市民、市民活動団体と市の間で、人材やノウハウ、機材、物品、資金、情報など互いに出せるものは出し合うなど、それぞれの特性を活かす役割分担を協定して、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業に取り組む形態
<b>効果</b>	◆互いの特性を活かして、より効果的な事業を行うことができます。 ◆相手方との継続的な協力関係が構築できます。
<b>留意点</b>	◆個々の事業に対する協力であり、実施する団体に対するものではありません。 ◆過去に実績がないなどで断るのでなく、事業内容をもとに協働の観点から判断していくことが大切です。
<b>例</b>	<p>◆地元施行道路舗装補修工事材料支給 市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び碎石散布等軽易な工事を施行した場合、その材料を無償で支給することができる。</p> <p>◆高山・竹あかりの夕べ 地場産業の組合などと協力し、市の地場産業である竹製品の素材の竹を使った造形物の展示とロウソクや照明の明かりを楽しんでもらう。</p> <p>◆竜田川クリーンアップキャンペーン 地元自治会、団体、事業者、行政が協働で取り組む環境美化活動を行うことで、河川愛護と河川等に対するごみのポイ捨て禁止意識の高揚を図る。</p> <p>◆違反屋外広告物の簡易除却 道路管理者、電柱所有者、関係行政機関、市が合同で市内幹線道路等に掲示されている違反広告物の撤去することにより、環境の美化を図る。</p> <p>◆公園・緑地の整備 公園・緑地内の下草刈やその後の植樹、里山的な樹林地の整備、ごみ清掃などの環境整備を自治会又は市民活動団体が中心となって行い、市はごみの回収や緑化啓発看板の設置、広報活動を行う。</p> <p>◆生涯学習まちづくり人材バンク 専門的な知識等を有している人材を発掘、情報提供することにより、市民の学習活動を支援、豊かな地域社会をつくることを目的としている。</p> <p>他</p>

## 7. 後援による協働

内容	◆市民活動団体が主催する事業について、公益性を認めることで支援するため、後援名義の使用を許可する形態
効果	◆市が後援することにより、事業への社会的信頼が高まり、市民の理解や関心が深まります。
留意点	◆団体に対しての後援でないので、事業の公益性の判断など後援する目的を明確にすることが必要です。 ◆事業実施後は事業報告を求め、事業内容の確認をすることが必要です。

## 8. 情報提供・情報交換による協働

内容	◆市と市民・市民活動団体が互いに保有する情報を交換・共有することで公益目的を達成する形態
効果	◆団体の持つ専門性の高い情報を得ることができ、地域の課題や市民ニーズを把握することができます。
留意点	◆一方的に情報収集することなく、市側からも情報提供を積極的に行うことが必要です。
例	◆地域ねっとのつどい 高齢期を迎えるも楽しく、安心して暮らし続けられる地域となるよう、サロンボランティアを中心に、日々の活動を見つめ直す機会として、また、情報交換や交流を図ることにより横のつながりを持ちながらともに歩んでいくことを目的として開催するもの。 ◆樹林地バンク制度 整備を希望する市街化区域内樹林の所有者と活動場所を求める樹林保全活動グループを登録することにより連携させ、未整備の市街化区域内樹林の保全を進めるもの。 他

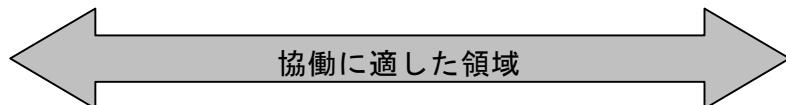
## 9. ワークショップ（再掲：16ページ）

## 10. アドプト制度

内容	◆市民活動団体などが地域にある道路や河川などの公共施設の「里親」(adopt:養子縁組)となって、清掃や植生管理などをを行う形態。市は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、敷地や施設の一部の提供などを行うもの。
効果	◆施設に対する市民の愛着が生まれるとともに、まちづくりへの市民参画が広がることが期待できる。 ◆地域に密着した団体などが協力することにより、自主的で柔軟な管理が可能となります。
留意点	◆市の下請けでなく、管理方法などについて団体などからの工夫の提案があつた場合に、責任を持った検討・対応をするとなど、信頼関係の維持向上に努めることが必要です。

## 5. 協働に適した活動領域

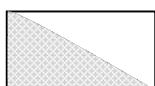
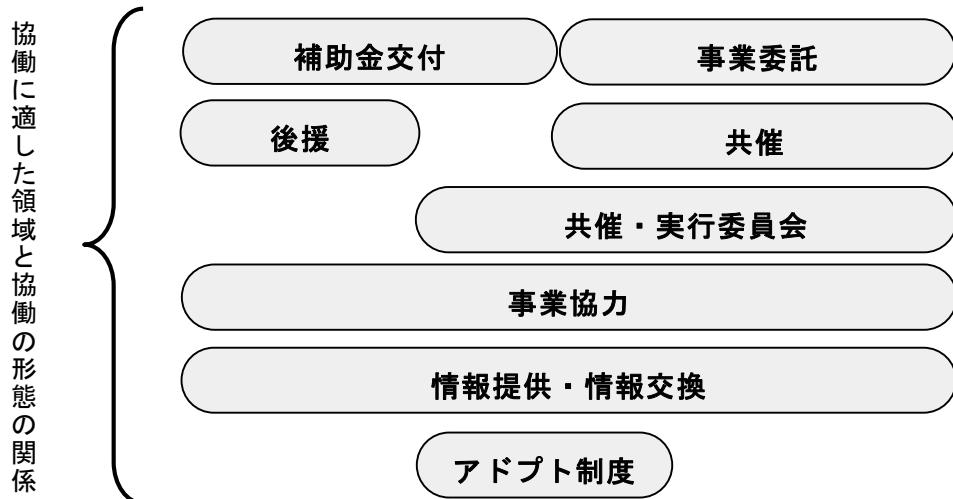
市民と市の関わりは、下記図のように、市が責任をもって行う領域から、市民が主体的に活動する領域まで、5つの領域が考えられます。このうち、協働を進める領域はⅡ～Ⅳとしますが、固定的に捉えずに社会情勢の変化や市民ニーズの変化に応じて対応していくことが必要です。



I. 市民主体	II. 市民主導	III. 双方同等	IV. 市主導	V. 市主体
市民が主体的かつ自立的に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援を行う領域	市と市民が協働で立案・実行する領域	市が主導し、市民が協力して行う領域	市が責任を持って行う領域

### ※環境の取り組みを例にしたイメージ

市民が主体的に清掃活動を行う	公園美化などの清掃活動への支援	市民、市民活動団体、市などで構成される実行委員会などを立ち上げ、企画段階からゴミ減量化などの取り組み、啓発等イベント開催	市民がごみを分別し、市が処理を行う	ごみ処理場の維持管理を行う
----------------	-----------------	--	-------------------	---------------



…市民と市の関わり度合

## 6. 協働に適した事業

31ページの表のように、行政が主体となって実施すべき事業もありますが、協働のパートナーの知識や経験等を活かすことにより、より効果的に市民サービスの向上が図れるとともに、効率的な行政運営を行うことができます。

協働事業を検討する際は、自治会等の地域性やNPO団体の専門性や先駆性などの特性を活かせる事業や分野を検討する必要があります。

協働に適した事業には、次のような例があります。

### (1) 多くの市民の参加が有効な事業

多くの市民が参加しその意義を体験してもらいたい事業

### (2) 当事者性が發揮される事業

身近にある地域課題を主体的に取り組み、解決していくことが必要な事業

### (3) 専門性が求められる事業

NPO団体はその活動を通じてノウハウを蓄積しており、その経験や発想を生かして取り組むことが効果的な事業

### (4) 迅速な対応が求められる事業

地震、火災等災害時など迅速な対応が求められる場合に、自治会等やNPO団体の機敏性が求められる事業

### (5) 地域特性に合った事業・地域視点が求められる事業

地域課題を解決するために、地域特性を把握しており、地域の視点をもった自治会等やNPO団体と連携していくことが必要な事業

### (6) 柔軟できめ細かいサービスが求められる事業

多様化した市民ニーズ、地域のニーズに対応していく場合に、NPO団体の柔軟性を生かしてサービスを行うことができる事業

### (7) これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

行政だけでは対応できない新しい市民ニーズに対して取り組んでいく必要がある事業

ここで例示したのはあくまで例であり、これら以外にも、協働で実施することで効果が高まる事業もあると考えられます。前述した協働事業を行う必要性の検討などを参考にして、協働に適した事業を見極めていくことが大切になってきます。

## 7. 協働事業を実施する場合の留意点

### (1) 協働を進める際のルールを確認(19ページ)

- ①自主自立・対等性の確保
- ②相互理解・目的共有
- ③公平・公正・公開

### (2) 事業内容・相手への留意点

どんなことでも協働できるわけではありません。特に市が関わる場合は下記の場合は協働できません。

- ①営利を目的とする事業及び団体
- ②宗教的又は政治的な活動を行う事業及び団体

宗教的活動・・・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としているもの

政治的活動・・・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としているもの

（特定非営利活動促進法第2条第2項第2号）

- ③暴力団関係者
- ④特定の団体等が利益を受ける事業
- ⑤公序良俗に反する事業

また、31ページの図のIとVの領域については、それぞれ市民が自助・共助で行う範囲又は市がその責任において行う範囲であることから、協働はできません。

### (3) 過程を大切に

委託契約などにて事業実施する際には、事業の「丸投げ」とならないように、相手の意見・自主性を尊重して、長所を引き出していくことが大事です。

また、事業実施後の検証のためにも、互いに何でも率直に話し合える関係づくりをしていくことも大事です。

### (4) 個人情報の取り扱いに注意

協働事業では、お互いに平等の立場で情報を提供し、意見を出し合って事業を進めいくことが大事ですが、個人情報を含むものの取り扱いには特に注意が必要です。

### (5) 市民の評価を受ける

協働事業は市民ニーズに沿ったサービスを提供できるかが大事です。協働事業を実施したもの同士が満足していたとしても、市民からの評価がなければ自己満足となってしまいます。

## 第5章 協働事業の検証について

### 1. 検証の必要性

協働のパートナーはお互いに、実施前に掲げていた目的・目標について、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識を図ることが大事です。

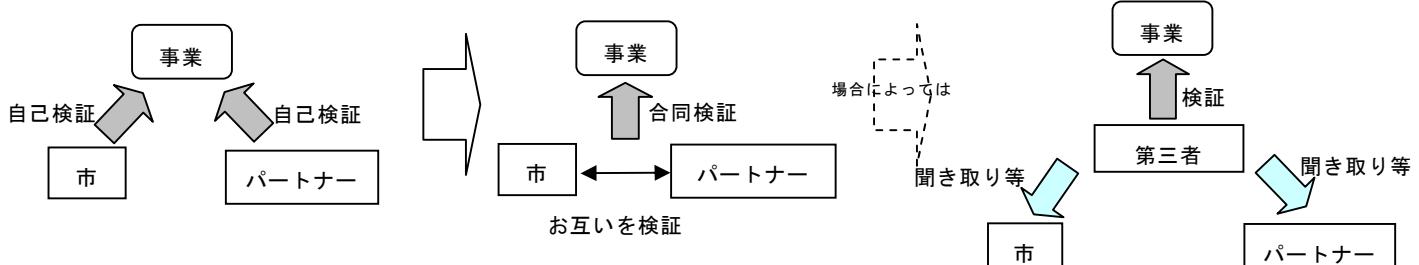
また、市民への説明責任を果たし、事業の信頼性を高めるためにも、検証を行うことが大事です。

#### ■ 検証のポイント

- ・協働にふさわしい事業であったか
- ・協働のパートナー、形態は適切であったか
- ・パートナー同士の相互理解は図れたか
- ・事業の目的・目標は達成されたか
- ・事業実施により市民サービスの向上は図れたか
- など

### 2. 検証するには

検証にはまず、パートナーが各々自己検証を行い、その後パートナー同士が合同で検証し、場合によっては第三者によって検証していくこともあります。お互いの検証についての意見交換を行うことによって、評価の客観性、合理性を高めることができるとともに、双方の課題が明確になってきます。



### 3. 検証の活かし方

検証の結果をもとに課題や問題点を洗い出し、改善が必要な部分を市、パートナーで検討します。事業実施過程と成果を振り返り、今後又は次回の事業計画・実施する場合に反映させていくことが大事です。協働事業の内容や事業実施の方法、協働のパートナーについても、絶えず見直すことが大切です。場合によっては、第三者を交えることも考えられます。

また、検証の結果を市民に公表することも、市民への説明責任を果たし、事業の信頼性を高めるためには必要です。このことにより協働への理解を深め、協働に対する意識啓発にも繋がります。

## 第6章 参画と協働の推進に向けて

参画と協働のまちづくりを目指していくために、参画と協働についての理解を深め、推進する環境づくりが必要となってきます。市民においても、市依存型のまちづくりのイメージから脱却し、皆さんがまちづくりに対して関心を持ち、主体的に活動していくことが求められるとともに、市においても、市民の主体的な活動を促進できるよう、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、参画と協働に対する認識・経験を深めていく必要があります。

今後もより一層、市民とともに参画と協働のまちづくりを目指していくため、以下のような取り組みをすすめていきます。

### 1. 参画と協働に関する情報の収集及び提供

参画と協働を進めていくには、市民活動の促進が必要不可欠であるため、市民活動に関する情報の収集及び提供を行い、市民活動団体が活動しやすい環境を整えていきます。

また、市広報紙やホームページなどで情報の掲載や講座などにより、市民への意識啓発を行い、参画と協働の機会を望む市民に情報が提供できるようにしていきます。

1	多様な広報媒体を利用した情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報紙、市ホームページを活用した情報発信</li><li>・市民活動団体紹介冊子による情報発信</li><li>・情報メールサービスの配信</li><li>・地元メディアを活用した情報発信</li></ul>
2	市民活動の理解と参加へのきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動講座・シンポジウムの開催</li><li>・市民活動団体支援制度の周知・啓発</li></ul>
3	関係機関などとの連携・情報共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・奈良県、他市町村との連携・情報共有</li><li>・生駒市社会福祉協議会との連携・情報共有</li><li>・事業者や大学などの教育機関などとの連携・情報共有</li></ul>

### 2. 市民活動団体の支援及び推進

市民活動団体が抱える課題の一つとして、会員の減少や高齢化などによる人材不足があげられます。今後、市民活動を行うきっかけを広げる講座などを通じて、市民活動に携わる人材の育成を行っていきます。また、「市民が選択する市民活動団体支援制度（愛称：マイサポいこま）」の運用により、N P O 団体への財政的支援を行うとともに、市民の選択者数を増やし、市民活動への理解を深めていきます。

自治会においても、地域課題の解決できるよう、地域力を向上するための情報提供や研修を行うとともに、地域課題の解決を共通の目的とする他の市民活動団体との連携につい

ても検討していくこととします。また、より一層地域づくりに取り組んでもらえるように財政的支援や活動拠点施設を充実していくための支援も行っていきます。

1	市民活動への財政的支援	・市民活動団体支援制度(愛称:マイサポいこま)の利用促進 ・市以外の補助金、助成金の紹介 ・市民活動推進センターららポートの研修室利用、備品使用
2	市民活動を担う人材の育成	・市民活動入門講座・組織力アップ講座開催 ・広報・情報発信講座開催 ・相談業務の展開 ・学生ボランティアの受け入れ
3	事業者による支援	・事業者による支援の研究・促進
4	市民協働に関する情報の収集及び提供	・各種事業の情報発信 ・市政研修会の実施
5	自治会活動の支援及び促進	・自治会加入促進 ・自治会運営に関する相談 ・自治振興補助金 他
6	市民活動団体などの連携及び強化	・市民活動団体などの連携体制の構築(市民自治協議会設立に向けて)
7	活動拠点施設の維持	・地区集会所補助金、自治会掲示板設置補助金

### 3. 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

今後はさまざまな地域課題に対応していくために、自治会等とN P O団体との連携推進及び強化も求められてくるため、それに対応する組織である市民自治協議会の設置に向けた支援を行っていきます。また、市民活動団体同士が、お互いに連携し、活動の発展につながるような交流ができる場の提供を行い、連携の推進を行っていきます。

1	市民協働の担い手の連携の推進及び強化	・市民自治協議会設置に向けての支援 ・市民活動推進センターららポート登録団体の交流事業(ららまつり)の実施
---	--------------------	--

## 4. 市民活動推進センターららポートの運営・機能充実

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにもつながる市民活動推進センターららポートにおけるソフト面の充実を図ります。

1	市民活動推進センターららポートの運営・機能充実	・情報発信の充実 ・相談業務の充実 ・ボランティアのコーディネート機能の充実
2	市民活動団体登録	・市民活動推進センターららポートへの登録団体の促進

## 5. 市民参画と協働の推進体制の充実等

市民活動は、さまざまな分野で展開されており、市の複数の部署にも関連したテーマで活動が行われる場合もあることから、全市的な協働の推進体制や協働事業の仕組みづくりなどを行い、参画と協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えていくとともに、職員の参画と協働への意識を高めるように努めていきます。また、この指針の内容に沿った取り組みを進めていきますが、社会情勢や地域情勢の変化にともない、指針の内容については見直していき、柔軟に変化していくものとします。今後、市民自治協議会の設置の促進にあわせて、庁内においても連携を図っていきます。

1	市民協働推進体制の充実	・市民協働推進体制の府内の連携強化 ・第三者機関(市民自治推進委員会)による市各課における協働事業の精査及び事業後の検証 ・参画と協働の指針の運用・見直し ・地域担当職員設置検討
2	市職員の意識改革	・参画と協働に関する職員研修の展開 ・職員の市民活動への参加の推進
3	市民参画手法の推進	・パブリックコメント制度等の活用
4	市民協働事業の仕組みづくり	・既存事業や新規事業の検討時に、参画と協働の手法の検討 ・市民、市民活動団体・事業者が協働事業に参加できるような協働の仕組みづくり ・市民からの協働提案制度の検討・導入